

【第2部】 競争ルールの検証に関するWG（第37回） ご説明資料

KDDI株式会社

2022年11月29日



1

改正法の趣旨等に沿った公正な競争環境の確保に向けた取組

1-1

事業法第27条の3の規律の遵守に関する取組

1-2

端末購入プログラムに関する取組

1-3

いわゆる「転売ヤー」に関する取組

**1****改正法の趣旨等に沿った公正な競争環境の確保に向けた取組****1 - 1****事業法第27条の3の規律の遵守に関する取組**

1 - 2

端末購入プログラムに関する取組

1 - 3

いわゆる「転売ヤー」に関する取組



1-1 事業法第27条の3の規律の遵守に関する取組 (1/4)

事業法第27条の3の規律遵守のため、違反事例の周知や施策条件の全件確認など
新たな取組みも加えながら研修・説明会等の取組みを継続

事業法第27条の3の規律を遵守するための主な取組み

弊社における取組み	全社員研修	✓ 規律の基礎的な内容等について「eラーニングによる研修」を実施
	営業研修	✓ ガイドライン改正や直近の動向なども含め、規律の内容等について「eラーニングによる研修」を実施 ✓ NEW 事業法第27条の3の 違反となる事例の周知徹底
	全件確認	✓ NEW 渉外部門が、事業部門の検討する施策を、施策検討段階から規律違反となる条件等がないか 全件確認する運用を実施
販売代理店への取組み	販売代理店研修	✓ 全販売代理店の全スタッフに対し、 端末単体販売拒否が厳禁 であること、対照価格や利益提供可能額、利益提供が禁止される条件等を説明する「eラーニングによる研修」を実施
	対照価格等周知	✓ 弊社直営店の機種別販売価格（ 弊社の対照価格 ）及び 機種別の利益提供可能額 ※について、 一覧を作成し、周知 ※弊社の利益提供額を除いた販売代理店側で利益提供が可能な上限額
	商談資料改定	✓ NEW 事業法第27条の3の 違反となる事例を販売代理店との商談時に周知徹底

※上記以外の取組みを含めた詳細は「（参考）事業法第27条の3の規律の遵守に関する取組状況」（スライド8）参照



1-1 事業法第27条の3の規律の遵守に関する取組 (2/4)

5

また、販売代理店の店頭で、端末単体販売拒否や端末購入プログラム提供拒否など
規律違反がないか独自の覆面調査により確認 (今年度内に新たに開始)

独自覆面調査の実施



(今年度内開始に向け、効果的な調査となるよう実施手法等の詳細を鋭意検討)



1-1 事業法第27条の3の規律の遵守に関する取組 (3/4)

販売代理店の不適切なご案内等に関する申告が弊社に寄せられた場合
速やかに営業部門に共有し、当該店舗に事実確認と再発防止を徹底

研修・説明会等の全体対応と個別店舗毎の対応の両面から規律遵守を徹底



申告等



再発防止の徹底

当該店舗

au

事実確認・指導





1-1 事業法第27条の3の規律の遵守に関する取組 (4/4)

店頭広告物の改善も進め、お客さまが十分に認知できる形で情報を表示 (12月1日より新フォーマットに切替予定)

イメージ

① 単体購入の表示

セット購入価格と
同一サイズ・フォント
で表示

② 在庫表示

端末単体購入にも対応
していることを表示

全ての販売在庫は
機種ごとの購入にも対応

スマホトクするプログラムでご購入/ご購入後13か月目~25か月目までにKDDIが機種を回収^{*1*2}

他社からお乗りかえ [対象機種限定特典] [当店独自値引] [5G MNPおトク割]適用で

実質負担額 ※スマホトクするプログラムご利用時 **XX,XXX円** お一人様1台限り

実質年率:0% 支払回数:24回 支払期間:26か月 機種回収時期により実質負担額は異なります。

機種代金 (①)	当店独自 値引(②)	対象機種限定 特典(③)	現金販売価格/支払総額(A)+(B)		5G MNPおトク割
			①+②+③	(A)頭金	
XXX,XXX円	▲XX,XXX円	▲XX,XXX円	XX,XXX円	X,XXX円	分割支払金から割引 ▲X,XXX円 (初回▲XXX円+▲XXX円/月×22回)+ (最終回1XX,XXX円 = XX,XXX円)

端末のみご購入 [対象機種限定特典]適用で

実質負担額 ※スマホトクするプログラムご利用時 **XX,XXX円** お一人様1台限り

実質年率:0% 支払回数:24回 支払期間:26か月 機種回収時期により実質負担額は異なります。

機種代金(①)	対象機種 限定特典(②)	現金販売価格/支払総額(A)+(B)	
		①+②	(A)頭金
XXX,XXX円	▲XX,XXX円	XX,XXX円	X円

(中略)

※KDDI・当社が実施する他の施策とは併用できない場合があります。【スマホトクするプログラムについて】※au回線の有無を問わず本プログラムでご購入いただけます。*1:持ち込み機種は対象外です。*2:本プログラムの支払回数は24回のみ選択できます。*3:au回線解約後も本プログラムの継続利用は可能です。※別途契約にかかる費用などがあります。※表記の金額は特に記載のある場合を除き税込です。*5Gは一部エリアでの提供です。

全ての販売在庫は機種ごとの購入にも対応

各種適用条件など詳しくは店頭スタッフへ

Tomorrow. Together
KDDI



(参考) 事業法第27条の3の規律の遵守に関する取組状況

(1) 販売代理店向けの周知・教育等の取組み

		概要	実施時期・頻度	今後の取組方針
研修	販売代理店研修	全販売代理店を対象に全スタッフに対して、端末単体販売拒否が厳禁であること、対照価格や利益提供可能額、利益提供が禁止される条件等を説明する「eラーニングによる研修」を実施	令和2年6月以降、半期に1回実施	引き続き、定期的実施
運用	対照価格等周知	弊社直営店の機種別販売価格（弊社の対照価格）及び機種別の利益提供可能額 [*] について、一覧を作成し、周知 [*] 弊社の利益提供額を除いた販売代理店側で利益提供が可能な上限額	令和元年9月以降、月次及び施策変更の都度実施	引き続き、月次及び施策変更の都度実施
	ガイドライン責任者設置	販売代理店に事業法第27条の3等の運用に関する「ガイドライン責任者」を設置して、弊社で「ガイドライン責任者」のリストを管理 「ガイドライン責任者」を中心に事業法第27条の3の規律遵守を推進	令和2年5月設置 (以降継続)	引き続き、「ガイドライン責任者」を中心に事業法第27条の3の規律遵守を推進
	商談資料改定	端末単体販売拒否が禁止であることを販売代理店向けの商談資料に記載し、販売代理店と弊社営業社員との商談時に説明する等、端末単体販売拒否が起こらないよう周知徹底 電気通信事業法第27条の3の違反となる事例をまとめ、販売代理店との商談時に周知徹底	令和3年5月以降、月次及び 令和4年10月以降、月次及び施策変更の都度実施	引き続き、月次及び施策変更の都度実施 引き続き、月次及び施策変更の都度実施

(2) 体制・システム整備等の取組み

		概要	実施時期・頻度	今後の取組方針
運用	外部機関等からの申告に対する運用	販売代理店の不適切なご案内に関する申告が弊社に寄せられた場合、速やかに営業部門に共有し、当該店舗に対して事実確認及び再発防止等を徹底する運用を実施	令和元年10月以降	引き続き、継続実施
	違反防止のシステム対応	事業法第27条の3違反となるような端末値引きの設定を行うとシステムが検知し、アラートが出る仕組みを店舗のシステムに実装	令和2年12月実装	引き続き、検知システムを用いて違反の防止に努める
	店舗	auショップ、auStyle全店を対象とした店舗監査（従来より実施）において、監査項目として、「au回線契約以外のお客さまに対して『かえトークプログラム/スマホトークプログラム申込』『端末単体販売』を拒否してはいけないことを全てのスタッフが理解し、徹底している。」という項目を新たに設定し、全店チェックを実施	令和3年7月以降、四半期に1回実施	引き続き、定期的実施

(3) 弊社内の周知・教育等の取組み

		概要	実施時期・頻度	今後の取組方針
研修	全社員研修	全社員に対して、事業法第27条の3の規律等について「eラーニングによる研修」を実施	令和元年12月	今後定期的に実施 (年1回実施予定)
	営業担当者研修	営業担当社員に対して、事業法第27条の3の規律等（ガイドライン改正や直近の動向なども含む）について「eラーニングによる研修」を実施	令和2年6月以降、半期に1回実施	引き続き、定期的実施
	新任営業担当者研修	新たに営業担当となる社員に対する研修の一環として、事業法第27条の3の規律遵守のための研修を実施	令和2年10月以降、半期に1回実施	引き続き、定期的実施
説明会等	社内説明会等	事業法第27条の3の規律に関連する社内関連部門の社員に対して、「電気通信事業法第27条の3等の運用に関するガイドライン」の内容及び改正内容に係る説明会等を実施	令和元年9月以降、ガイドライン改正の都度実施	引き続き、ガイドライン改正の都度実施
		電気通信事業法第27条の3の違反となる具体的事例をまとめ、全営業担当者へ周知を実施	令和4年10月	引き続き、定期的実施
運用	全件相談実施	施策策定部門が検討する事業法第27条の3に関する施策について、ガイドラインの解釈に係る渉外統括部への社内相談の運用フロー及び問い合わせフォーマット等の再整備を行い、全件相談するよう、全社周知を実施	令和4年7月以降、施策検討の都度相談実施	引き続き、全件相談の運用を徹底

**1****改正法の趣旨等に沿った公正な競争環境の確保に向けた取組**

1 - 1

事業法第27条の3の規律の遵守に関する取組

1 - 2**端末購入プログラムに関する取組**

1 - 3

いわゆる「転売ヤー」に関する取組



1 - 2 端末購入プログラムに関する取組 (1/2)

10

「回線契約が条件でないこと」の表示をルール化
広告物はロゴ付近に「回線契約がなくてもOK」と必ず表示

ホームページ

2021年9月17日開始

回線契約がなくてもOK!^{(注1)(注2)}

スマホトクする
プログラム

最新スマホもお求めやすくなりました!
機種代金の分割支払金のうち、最終回分のお支払いが不要!★1

本プログラムで購入された
機種を当社が回収

テレビCM



最新iPhoneも!

スマホトクする
プログラム

回線契約がなくてもOK

条件など詳しくは店頭・WEBへ

ロゴ付近に
「回線契約がなくてもOK」と表示



1 - 2 端末購入プログラムに関する取組 (2/2)

加えて、**ご契約者のWebサイトやSMSによる個別周知**を実施することで
お客さまの認知向上に努めております

ご契約者Webサイト



個別信用購入あっせん契約/個品割賦販売契約

2022年10月請求時点

端末購入方法 <small>詳細はこちら</small>	かえトクプログラム <small>↑</small>
商品名	S O G 0 2 ブラック
契約締結日	2020年11月8日
支払回数	24回 <small>※24回目のお支払いは最終回支払い分の金額となります。</small>
23か月目までの分割支払金/賦払金	2,775円 (税込)

(中略)

ご注意事項

- ・分割支払残額を一括でお支払いいただきたい場合はこちらからお手続きください。
- ・初回の分割支払金/賦払金は端数分も請求させていただくため、上記の「分割支払金/賦払金」と異なる場合があります。
- ・**スマホトクするプログラム、かえトクプログラム、アップグレードプログラムDX/NXはau契約ご解約後も特典のご利用が可能です。**
- ・アップグレードプログラム/EX/EX (a) / (a) /DX/NXの特典ご利用と同時にプログラム加入機種をまだお手元にお持ちのお客さまへ

SMS個別周知

auから機種変更に関するご案内です。

いよいよ来月から、現在ご加入中の「かえトクプログラム」を利用し、おトクに機種変更いただけるようになります。

お早めの機種変更がおトク！
ぜひともご検討ください。

詳しくはこちら↓

<https://www.au.kddi.com/XXXXXX>

※特典ご利用には条件があります。

※本プログラムはau回線解約後も特典のご利用が可能です。

**回線解約後も特典利用が
可能であることを周知**

**1****改正法の趣旨等に沿った公正な競争環境の確保に向けた取組**

1 - 1

事業法第27条の3の規律の遵守に関する取組

1 - 2

端末購入プログラムに関する取組

1 - 3**いわゆる「転売ヤー」に関する取組**



1 - 3 いわゆる「転売ヤー」に関する取組

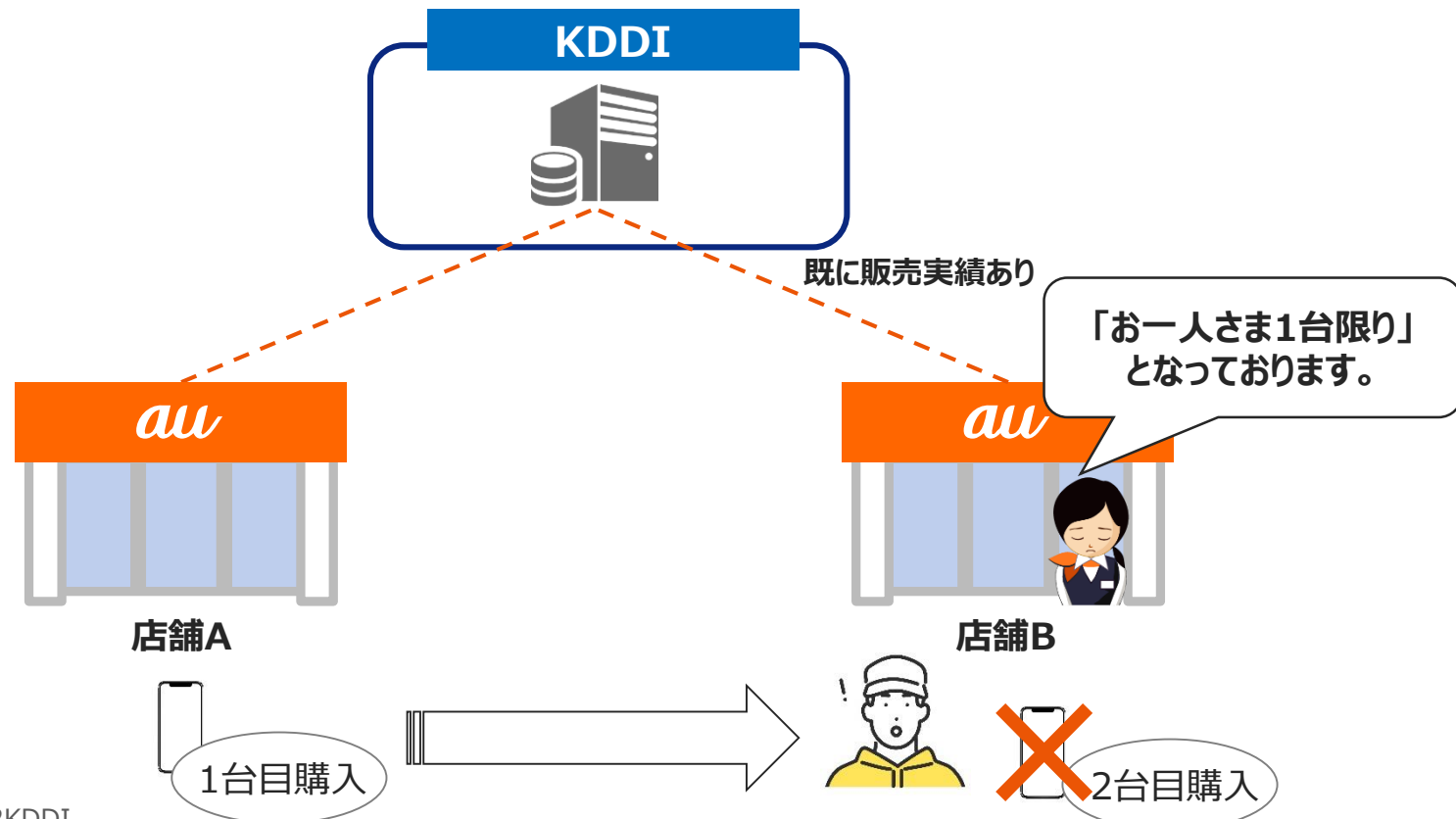
「転売ヤー」対策のため、販売代理店と協力して下記3点の取組を実施

- ①「本人確認」
- ②「お一人さま1台限り」の運用
- ③「化粧箱の開封・電源確認」

販売代理店に取組内容を記載した「転売行為反対」の店頭広告物の雛形を提供

他店舗含め「お一人さま1台限り」の運用が可能なシステムを販売代理店に提供

販売代理店に店頭広告物の雛形を提供



The image shows a template for a store sign. At the top, it features the 'au UQ mobile' logo. The main text in red and black reads: 「本店は転売目的での商品購入、転売行為に反対です。」 (This store opposes purchases for resale purposes and resale behavior). Below this, it says '(中略)' (omitted). The sign lists three requirements with checkmarks:

- ✓ ご購入者さまご本人の確認書類の提示 (Presentation of confirmation documents for the purchaser)
- ✓ お1人さま1台限り (One device per person)
- ✓ 商品お渡しにあたって (When handing over the product)
 - 化粧箱を開封させていただきます。 (We will open the cosmetic box.)
 - スマホ/携帯電話の電源が入るか確認いたします。 (We will confirm if the smartphone/mobile phone power is on.)

 At the bottom, it says: 「ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。」 (We kindly ask for your understanding and cooperation.)

「つなぐチカラ」を進化させ、
誰もが思いを実現できる社会をつくる。

KDDI VISION 2030

